「U･I ターン等年間合同企業説明会」開催業務
公募型プロポーザルに係る質問への回答

質問内容	回答
・メタバース空間利用人数 300 人(100 人X3 回)とありますが、累計数でしょうか？ユニーク数でしょうか？	・メタバース空間利用人数の目標値は実数(ユニーク数)です。実績報告時は、累計数もあわせて報告いただきます。
・メタバース交流会参加人数30人(10人X3回)とありますが、累計数でしょうか？ユニーク数でしょうか？	・同上
・「参加者の申込時に、若者ワークプラザ北九州又はU･Iターン応援オフィスへの登録を促すこと」とありますが、実登録数などの KPIの設定はございますか？	・本業務で個別のKPIは定めておりませんが、イベント参加者の登録促進に努めていただきます。
・「参加企業及び参加者に対する就業状況の追跡調査及び報告」とありますが、参加企業の事情により追跡調査が不可となるケースはどのように考えれば良いでしょうか？	・参加企業の募集フォームに追跡調査に関する同意事項を記載するなど、事前に対策を講じていただきたいと思います。
・メタバース空間の展示資料について、北九州市さまの展示資料もご提供いただくものであり、受託者側で制作する展示資料などは無いとの認識で正しいでしょうか？	・受託者側で制作いただく資料はございません。参加企業様から収集した資料及び北九州市から提供する資料を取りまとめ、掲載する業務です。
・メタバース空間の展示資料について、３回目の交流会終了後は展示物の変更は行わないとありますが、前2回の展示資料も掲出したままでも問題ないでしょうか？3回目の展示資料のみを残す必要がございますか？	・メタバース空間の展示資料は、交流会終了後に次の交流会に参加する企業の資料と切り替えることを想定していますが、第1回目、第2回目の参加企業様の資料を掲出したままでも問題ございません。
・オンライン合同説明会･メタバース展示会での広報で「チラシをデザインし電子データで納品」とありますが、これは印刷物は不要という認識でよろしいでしょうか。	・左様です。

・印刷物・発送業務に関して、それぞれお盆・正月の計2回作業を行うということでしょうか。 ・「雇用・産業人材政策課」納品分はそれぞれ宛名等の仕分けは必要でしょうか。 ・配布方法の「メール」というのはデータでのお渡しということでしょうか。 もしくは現物納品も含めてデータもということでしょうか。 ・小倉駅ストリートサイネージは市の枠は使用可能でしょうか（無料） もしくは減免適用などが受けられますでしょうか。 ①仕様書の 5.業務内容、【共通業務内容】（1）に「イベントの開催にあたり、参加企業及び参加者向けに、SNS 広告やランディングページを利用した効果的な広報手法を提案すること。」 とあるが、実行も本業務内容に含まれているか。 ②個人情報の収集・取り扱いに関して特段の指針はあるか。申し込み受付は貴自治体にて行うとのことだが、個人情報の管理を事業者側でする必要はあるか。 ③②に関連するが、仕様書の 5.業務内容、【共通業務内容】（5）の「参加企業及び参加者に対する就業状況の追跡調査及び報告」に関して、参加者名等の情報の取得、管理をする必要はあるか。	・左様です。 ・宛名ごとに仕分けていただきます。 ・配布方法の「メール」は、北九州市の庁内の各部署へ配送する「庁内メール便」を指しています。配送先ごとに仕分けたものを雇用・産業人材政策課に納品いただき、雇用・産業人材政策課から発送します。 ・小倉駅ストリートサイネージの市の枠は使用できませんので、委託料に含めていただきます。また、減免はございません。 ①見積書及び企画提案書に記載された内容については、提案者が実行可能なものとして審査します。また、受託者となった場合は、提案された内容を実行していただきます。 ②仕様書【共通業務内容】（2）に記載のとおり、参加企業及び参加者からの申込受付は受託者が行うこととしております。また、個人情報の取扱いについては、委託業務の範囲内に限定し、適切な管理を徹底することを契約書において明記します。 【参考：附則（委託等業務情報の取扱い）】 ③参加者名等の情報の取得、管理をしていただきます。

附則（委託等業務情報の取扱い）

参　考

（個人情報）

第１条　個人情報は、生存、死亡に関わらず全ての個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。

（委託等業務情報の保持）

第２条　受注者は、北九州市情報セキュリティ基本方針で定める情報資産、個人情報、各種データ、関係資料等、業務上得た全ての情報（以下「委託等業務情報」という。）を、他に漏らしてはならない。

２　前項の定めにかかわらず、受注者は、個人情報を除く委託等業務情報のうち、法令の定めに基づき又は権限のある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先又は当該官公署に対し開示することができる。

（再委託等の制限）

第３条　受注者は、受託した業務を第三者に委託し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承認を受けたときは、この限りでない。

２　前項に定める承認を受けた再委託等において、再委託等を受けた者（以下「再委託等受注者」という。）以外へ更に再委託等が繰り返されるときは、あらかじめ書面により発注者の承認を受けなければならない。

３　第１項及び第２項に定める書面は、再委託等受注者が受注者と同等の義務を発注者に対して連帯して負うことを確約するものであって、再委託等受注者の住所、氏名、再委託等を行う業務の範囲、再委託等の必要性等を記した書面、及び保護体制調書や、代表者及び委託等業務情報の適切な取り扱いに関する従事者全員の誓約書等、受注者が発注者に提出する書面と同等のものとする。

４　前項の書面は、その内容の変更を行う必要が生じた場合は、その都度作成し、あらかじめ発注者による承認を受けなければならない。

５　受注者が、受託した業務のうち、個人情報を取り扱う部分を除く軽微な部分の再委託等を行う場合には、第１項及び第２項に定める承認を省略することができる。ただし、発注者が必要と認める場合には、相手方の名称その他発注者が必要と認める事項について、受注者に報告を求めることができる。なお、軽微な部分か否かの判断は事前に発注者が行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第４条　受注者は、委託等業務情報をこの契約の目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写・複製の禁止）

第５条　受注者は、発注者が文書により指示した場合を除き、いかなる場合においても委託等業務情報を複写又は複製してはならない。

（事故報告義務）

第６条　受注者は、業務に係る委託等業務情報の漏えい、滅失、毀損、その他の事故が発生したとき又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその内容、程度、処理した事項、その他必要事項について発注者に報告し、発注者と協議して委託業務を実施（処理）しなければならない。

（委託等業務情報保護状況の検査の実施）

第７条　発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等受注者の委託等業務情報の保護状況について検査を実施することができる。

（委託等業務情報の管理等）

第８条　受注者は、委託等業務情報の授受、搬送、保管及び廃棄等に係る漏えい、滅失、毀損､その他の事故が発生しないよう受注者の責任において対策を講じなければならない。

２　この契約が解除され、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは、受注者は、委託等業務情報を、直ちに発注者に返却、又は復元ができないように消去あるいは廃棄しなければならない。

（個人情報の保護）

第９条　受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、委託業務の実施（処理）に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

２　受注者は、委託業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

３　受注者は、委託業務を実施（処理）するために個人情報を取得する場合は、その業務の目的の達成のために必要な範囲内で適法かつ公正な手段で取得しなければならない。

４　受注者は、委託業務に係る個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

５　受注者は、委託業務に係る個人情報が記録された文書、磁気ディスクその他これらに類するものを、発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

６　この契約が解除され、又は契約期間が満了したとき、あるいは業務が完了したときは、受注者は、委託業務に係る個人情報を、直ちに発注者に返却、又は発注者の立会いのもとに復元ができないように消去あるいは廃棄しなければならない。

７　受注者は、委託業務の従事者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第１７６条及び第１８０条に定める罰則の適用について周知するとともに､個人情報の漏えい防止等個人情報の保護に関し必要な事

項の周知を徹底させなければならない。
８　受注者が受託した業務を再委託する場合には、当該再委託先となる者においても、本条第１項から第７項の規定を準用する。

（発注者の解除権）
第 10 条　発注者は、受注者又は再委託等受注者が附則第２条から第９条に定める事項に違反した場合は、催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、受注者や再委託等受注者に損害を与えても、発注者は、その補償の責めを負わない。

（委託等業務情報の取扱いに関する損害賠償）
第 11 条　この業務の委託等業務情報の取扱いにより、受注者や再委託等受注者に生じた損害又は受注者や再委託等受注者が発注者若しくは第三者に及ぼした損害は、受注者及び再委託等受注者がすべて負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由によるときはこの限りでない。
２　前項の規定は、この契約の終了後においても存続するものとする。

（情報セキュリティインシデントの公表）
第 12 条　発注者は、委託業務に関し、情報セキュリティインシデントが発生した場合、住民に対して適正な説明を行うため、必要に応じて当該情報セキュリティインシデントの公表を行うことができるものとする。

（関係法令等の遵守）
第 13 条　受注者は、個人情報保護法、番号法、北九州市情報セキュリティポリシーなどの関係法令等を遵守しなければならない。